

現代イランにおけるマルジャア・アッ=タクリード（法学権威）

平成 18 年度入学

派遣先国：イラン・イスラーム共和国

黒田賢治

キーワード：イスラーム、シーア派、イラン、法学、権威

対象とする問題の概要

現代イランでは、宗教と政治という問題が社会の表層で問題となっている。信仰生活において神から啓示された法（シャリーア）を遵守するムスリムにとって、宗教法学はことに重要視される学問分野である。19 世紀半ばに、12 イマーム・シーア派内で確立された、マルジャア・アッ=タクリード（marji' al-taqlīd）は、宗教法学の最高権威として、全一般信徒の信仰生活上の模範を示す役割を担っている。しかしながらシャリーアの法規定の範囲が、日常生活のみならず、社会生活をも規定していることから、イラン・イスラーム革命の指導者、ホメイニー師の活動に示されるように、法学権威の法解釈は既存の社会体制を根底から覆すこともある。

現在のイランの政治体制は、法学者が権力ブロックの中枢を担う「法学者の統治」体制である。それゆえ、宗教法学の最高権威である法学権威と、権力ブロックの中枢を担う法学者たちの関係を明らかにすることには、現代のイラン政治分析にとって急務の課題であるといえる。



図 1 法学権威アルダビーリー師

研究目的

本研究の目的は、大きく二つある。研究手法としては、宗教学、歴史学を中心として、法学権威の全体像を明らかにするものであるが、研究の目的は、社会変動の理解のためにある。第一の目的として、動的な現代イラン政治の分析があげられる。現代イラン政治の分析要素として、従来見過ごされてきた潜在的に社会的影響力をもつ法学権威というセクトを分析することで、現代イラン政治を理解することにある。第二に、イランのみならず、シーア派が文化的ヘゲモニーを確立している社会における政治変動の分析があげられる。これらの研究目的は、宗教が国家という単位によって規定されるものではないという周知の事実に基づくものである。



図 2 法学権威サーフィー師
(左から二番目)

フィールドワークから得られた知見

本フィールドワークによって得られた知見として、先行研究によって明らかとなっていない二つの法学権威に関する問題が明らかとなったことが挙げられる。

第一は、法学界内部における法学権威の位置づけである。先行研究において指摘されていたのは、各法学者同士が独立した存在であるということである。しかし問題は法学権威制度を構造内部から支える一般の法学者と法学権威は明らかとなっていなかった。しかし今回実施した法学権

威事務所や法学者育成のための高等教育機関における聞き取り調査の結果、両者の関係に関して明らかとなった。つまり両者は互いに独立した見解をもつ一方で、一般法学者にとって法学権威は参考書のような役割を果たしているということである。

第二は、現代イランの統治体制と法学権威の関係である。79年以降イランの政治は法学者を主体として運営されている。そのなかで、法学界の最高権威である各法学者と、既存の体制との関係に関して先行研究では明らかとされてこなかった。今回、数人の法学権威とのインタビュー、また現地研究者とのやり取りのなかでそれが明らかとなった。つまり、法学権威と統治の問題を分割して考えていると法学権威たちが主張する一方で、政治的問題がイスラーム法に抵触される範囲に及ぶと、法学権威は各人の法解釈を示すことで、結果的に政治的な発言となるという事実である。



図3 アーヤトッラー・ボルージェルディー氏（左）

今後の展開・反省点

今後の展開として、2点あげられる。第一は本調査によって入手した文献の解読があげられる。本調査では、テヘラン大学文学部教授兼コム歴史学博物館館長であるラスール・ジャアファリヤーン氏の多大なる尽力により、コム市における出版情勢、出版物の入手が可能となった。入手した出版物は、イランで出版されている法学権威に関する論考が中心であり、それらは法学権威の構造、役割、資格、歴史的展開を扱ったものである。

第二に、他の法学権威事務所とのコンタクトがあげられる。本調査では、ムーサヴィー・アルダビーリー師、サーフィー・ゴルパーイガーニー師、ファーゼル・ランキヤラーニー師の事務所を中心に調査活動を展開した。他のコム在住の法学権威事務所の活動を調査することも、法学権威の全容を明らかとするためには必要であると思われる。